



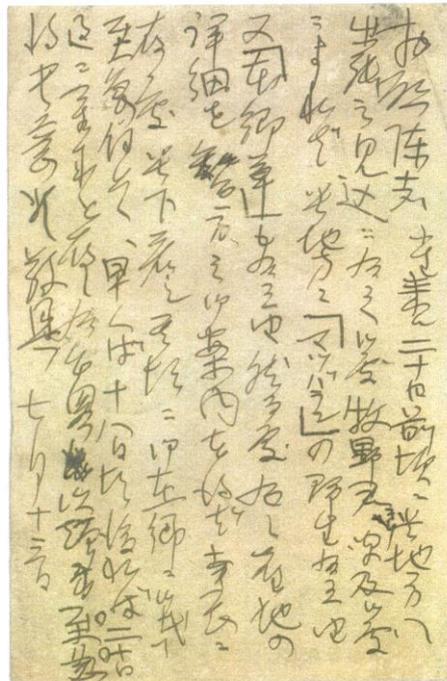
郷土資料室だより

鈴鹿市文化スポーツ部文化財課

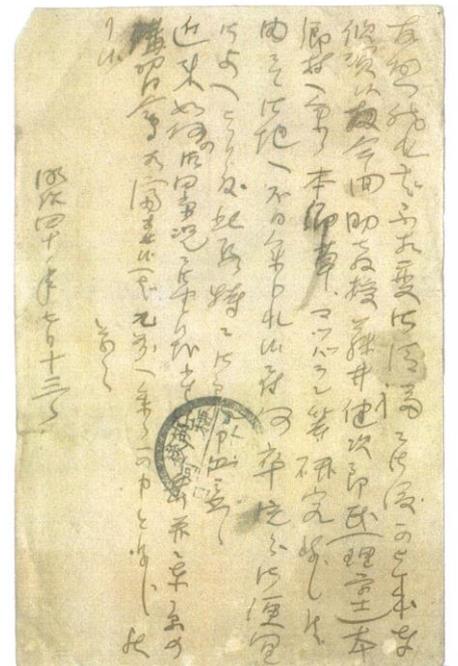
第19号



①



②



③

朝ドラ「らんまん」モデル・牧野富太郎関連の郵便はがき3通（個人蔵）

2023年前期の朝ドラ「らんまん」のモデルとなった牧野富太郎関連の葉書が市内に遺されています。

明治時代後期、神戸小学校の教員だった小林恭三郎と牧野富太郎との交流を示す資料です。ドラマでも、牧野が全国各地の植物愛好家や小学校教員と交流し、標本を集める姿が印象的でした。3枚の葉書の内2枚は富太郎本人から、1枚は富太郎とともに小石川植物園に勤めていた藤井健次郎からのものです。

明治37年11月13日消印の富太郎からの葉書①では、「ルリシヤクヂャウ」を贈られた礼を述べ、「斯学研究し材料として此珍奇の品永々我 herbarium 中ニ保存」するとともに『植物学雑誌』に詳細を報じると述べています。明治40年7月13日（葉書③）には、富太郎が助教授・藤井健次郎を紹介し、近々本郷草、マツバラン等の研究のため小林を訪ねるので便宜を図ってほしいと書き送り、同日に藤井から、この地方に「マツバラン」の自生地と「本郷草」があると聞き及んでいるので、出張の際に詳細を知る方に案内してほしいと依頼しています（葉書②）。

この郷土資料室だよりでは、郷土資料室で保管する古文書を中心とした史資料について紹介していきます。

郷土資料室

〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18-18
Tel 059-382-9031 Fax 059-382-9071

発行/鈴鹿市文化スポーツ部
文化財課

発行日/2024年1月25日

肥田組大庄屋・服部庄右衛門の事件簿（その⑤）

高田本山専修寺と江戸幕府の仏教政策

今回は、専修寺（津市一身田）を本山とする浄土真宗高田派の末寺・蓮花寺（玉垣村）と、その兼務寺院で田端道場と呼ばれた寿善寺（白子江嶋）留守居（潜龍及び昇安）との間に起きた、江戸時代後期の争論について採り上げたいと思います。

浄土真宗高田派の名は、開祖親鸞の直弟真仏と門弟達が、下野国高田（現栃木県真岡市）の専修寺を拠点とした事に由来します。その第十世・真慧上人が室町時代、布教のため伊勢国に入り、寛正六年（一四六五）に建立した無量寿院が、紆余曲折を経て江戸時代前期、名実共に本山となりました（*1）。現在の御影堂は寛文六年（一六六六）に再建されたもので、寺内町の四周には濠がめぐらされ、黒門（惣門）・赤門・西口門は明け六つから暮れ六つ（六時〜十八時）まで開門、貴族の子弟が入寺する院家や奉行職を担う坊官等も置かれました。住人はすべて高田派の門徒で、仏事を取り仕切る講組織「同行」の名は後述の史料紹介に頻出しています。

また江戸時代程、仏教が民衆の信仰として定着した時代はありません。幕府はまず、各宗派の有力寺院に対し、慶長十八年（一六一三）〜元和元年（一六一五）にかけて集中的に寺院法度を出して中世以来の守護不入権（治外法権）を剥奪、寺院を教学中心の道場と位置づけ、僧侶の資格や戒律をも厳しく統制します。

代わりに幕府は、各宗本山に、末寺の寺号や住職の任免、法会の参加等に対する支配権を与え、寛永九〜十年（一六三二〜一六三三）にかけて本末帳の書き上げ・提出を命じました。

その過程で、末寺中にも中本山（直末寺）を筆頭に、又末寺↓孫末寺↓曾孫

末寺↓曾々孫末寺と、細かな格付けがなされた上、キリシタン弾圧を巧みに利用した檀家制度の強化によって、皮肉にも各寺院は、教学や修行そっちのけで経営面に主力を注ぐ、文字通りの「本末転倒」が起きる事となります。それはさておき、幕府がキリシタン根絶のために執り行った「寺請制度」の徹底振りは、「服部家文書」からも窺えます。

寛永十二年（一六三五）のいわゆる鎖国令で外国人の入国が禁じられ、二年後の寛永十四年（一六三七）、天草四郎時貞を首領とする島原の乱が幕府の脅威となつてから、日本人は全員寺院の檀家になる事が義務付けられました。檀那寺の住職が発行した「寺請証文」は、婚姻・転出入・旅行・奉公等に際して身分を保証する必須アイテムとなつたのです。

左記は、「宗旨証文并一札」（写真参照）と書かれた包紙に入った服部庄右衛門の宗旨証文及び一札（No.446-1・2）で、一族は元より召使に至るまで、徹底的に調査された事が窺えます。

「宗旨証文

一 禅宗

右当寺檀那二紛無御座候、為証拠住持判形如件、

河曲郡神戸

龍光寺（印）

弘化三年（一八四六） 丙午三月晦日 梅溪（花押）

森内清三郎殿

桑名六右衛門殿

井田左膳殿

「一札

切支丹宗門御改被仰出候通、毎年無懈怠、家内眷属・召仕之男女等二迄迄

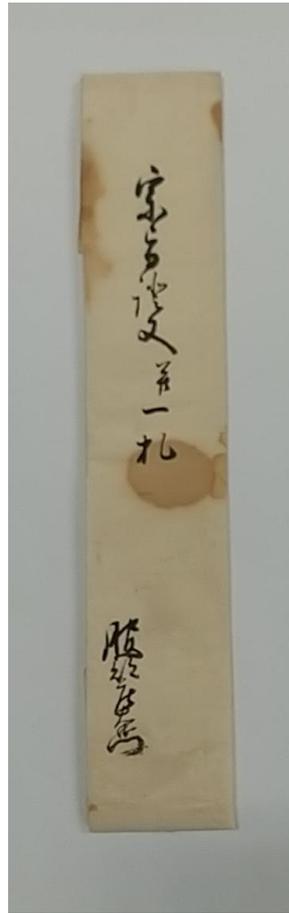
入念穿鑿仕、寺請相改、請人方々請狀取置申候、唯今迄不審成者承見及不申候、若胡算（疑わしい）ニ存候者、亦者聞出候者急度可申上候、為其如斯御座候、以上、

服部庄右衛門（印）

弘化三年丙午二月晦日

（花押）

御奉行様



なお津藩・久居藩では、文政四年（一八二二）から「宗門改人別帳」（現代の戸籍簿）を毎年作成する事となり、日本の檀家制度は磐石の物となりました。

左記は嘉永三年（一八五〇）二月、神戸藩領寺家村の肝煎助三郎・覚兵衛・太郎兵衛及び庄屋勘右衛門から白子組大庄屋渥美佐七宛に出された『切支丹宗門改帳』の抜粋です。

「一 我等共高田宗ニ御座候事、

一 切支丹ニ者無御座候事、

一 以来、切支丹宗旨ニ如何様之勸御座候共、罷成間敷候、

附り 切支丹勸申もの於有之者、早々可申上事、

右之旨於相背者、上者天公てうす・さんたまるや（デウス・聖母マリア）を奉始、諸あん所の蒙御罰、死者いんへるの（インフェルノ・地獄）といふ獄

所ニおいて諸天狗の手ニ渡り、永く五衰三熱之苦を請、重ニまた現世ニ者追付らさるニなり、人ニ白癩・黒癩（ハンセン病）与可呼者也、依ニおそろ敷しゆらめんと（南蛮誓詞ともいい、キリシタンを強制的に棄教させる起請文）くだすり如件、」

「高田宗寺家村正因寺旦那

同宗同断

一 山中権四郎 年五十六

此者、西国へ紺屋形売ニ参り候、

代判定吉

男子

大次郎 同二十九

此者、同国へ紺屋形売ニ参り候、

代判定吉

同

多吉 同二十

同

定吉 同十三

右記正因寺は竈販社設立の際、寺家村の形売り同業者会合所となった寺院として、山中権四郎は、九州を売捌地区とする形売人として、「郷土資料室だより」第11号に登場しました。同じく伊勢を売捌地区とした山中兵藏も、権四郎同様、息子助次郎共々「紺屋形売ニ参り候、」と記載され、兵藏の女房が代判を捺しています。

本文書は、寺家の西方寺・白子の青龍寺が右同様檀家名と年齢を記し、左記のように届け出ています。三ヶ寺の檀家総数は家数三百一十一軒、人数千百十

九人（男五百五十三人・女五百六十六人）でした。

「右之通、拙僧共且那二紛無御座候、若切支丹宗門と申者有之候ハ、拙僧とも罷出急度申訳可仕候、以上、

高田宗寺家村

正因寺（判）

同宗同村

西芳寺（判）

同宗白子村

青龍寺（判）

一 太平次（印） 年二十八

同人

女房

同二十四

母

同四十九

老母

同六十七

（*1）真慧の実子応真（一身田側）と養子真智（越前側）が専修寺住持を名乗って対立したが、寛永十二年（一六三五）・寛文三年（一六六三）の敗訴で越前国専修寺は二度に亘って破壊され、解体した。

玉垣村蓮花寺一件・潜龍

余談ですが、世帯主や後家（未亡人）のみの单身世帯から十人もの大所帯まで、様々な家族構成がある中で、次のように未婚の女性だけが名前を記されている事が分かります。

「同宗同断（高田宗寺家村西方寺旦那）

一 久三郎後家 年七十一

男子

藤 吉 同四十一

妹

き く 同三十六

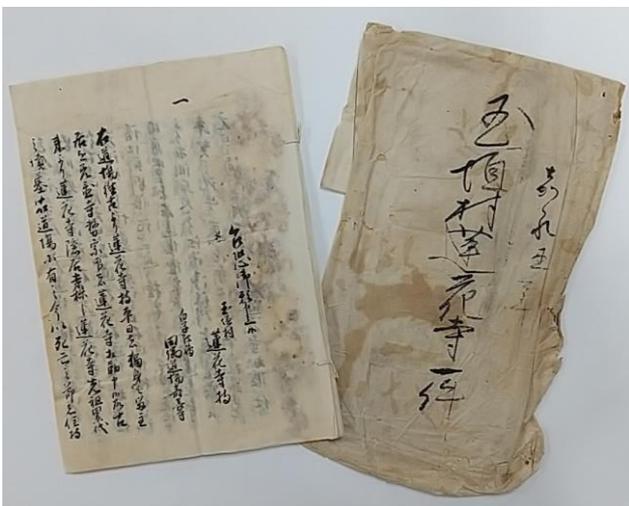
孫女子

や す 同十六

男子

仁 助 同十一

「同宗同断



さて、それでは本題に入ってお馴染みの「服部家文書」を読み解いて行きましょう。写真は、一連の文書が入っていた袋「嘉永丑年（六年・一八五三）玉垣村蓮花寺一件」と同十月付の願書です（No.456-1）。

一 乍恐御願申上候、

一 玉垣村 蓮花寺持

白子江嶋

田端道場壽善寺

右道場往古より蓮花寺持、平日者独身之留主居を差置、寺務宗印者蓮花寺相勤申候故、古来より蓮花寺隱居寺と称し、蓮花寺先祖累代之墳墓右道場に有之、今以死亡之節者、住持者勿論寺属迄右道場江納骨仕、玉垣表二者別段墓所無御座候、右之通蓮花寺持之義故、往古方正月元日二者、蓮花寺右道場江出張仕、先祖代々之墳墓江参詣之上、右道場檀家之礼請仕、則別帳二記シ候通り檀家より之礼物受納仕候、同月四日二者、右道場檀家江之年玉蓮花寺より相調、早天より江嶋御役所を始、檀家江年賀之礼廻り蓮花寺仕候、中元之礼節も元日之通り、七月十四日早天方蓮花寺出張仕、墓参之上、檀家之礼請仕候、霜月宗祖報恩講（*2）之儀者、同月三日夜蓮花寺出張仕、法中（法事や法要の際支え合う寺院のグループ）を請待いたし相勤申候、右故、霜月法中之報恩講にも蓮花寺出勤仕候、且又毎月一夜ツ、右道場檀家之祠堂（先祖の靈を祀る所）蓮花寺出張仕候、依之、右祠堂金（寺院に喜捨する金銭）之利足者蓮花寺江相納候、右之通、田端道場壽善寺之儀、寺務宗印者勿論、年内法用諸般蓮花寺方相勤候、

然ル処、右道場之留主居潜龍恩義忘却仕、蓮花寺を相離れ、一寺ニ取立自身住職ニ罷成度所存^ニ、去ル天保十二^五（一八四一）九月、燈籠奉加仕度江戸江罷下り候由蓮花寺江届置、出府之上、江戸阿部川町称念寺を荷担人（仲間）ニ相頼、故障相起シ申候、依之同^五十月、与風江戸称念寺より別紙之通書附到来仕候、此段双方より御本山江御訴詔仕候ニ付、双方重々御取調有之候処、称念寺

儀、江戸表触頭（*3）之威光を揮ひ理不尽申募り候間、既ニ拙寺儀、往古より所持之道場并七拾軒余之且禄を被奪、其上先祖累代之墳墓を發キ出シ改葬^茂可仕場ニ及ひ候間、拙寺先住養父も昼夜之心痛遂ニ病根与相成り寺務難勤り候故、右故障中空敷住職を引申候、右之通り、蓮花寺必至之場ニ至り候間、奉恐入候得共、無拋御役所江奉愁訴候処、格別之御憐愍を以、本山并江嶋御役所江御声被為掛被下置候ニ付、去ル弘化二^巳年（一八四五）十二月、於本山ニ御裁許被成下、以来双方とも先規仕来りを相守、新規之儀者堅不相成趣、御印書被下置候、右之趣称念寺江者御書付^ニ被仰遣、壽善寺地頭小笠原様御役所江者御使僧を以御届ニ相成候、故障落着之処、張本人留主居潜龍、御裁許後四ヶ年目、去ル嘉永元^甲（一八四八）四月、江戸称念寺名代大澤縫殿^与同道^ニ帰国仕、本山并拙寺江折入心得違之段敷込、左之通り改心一札差入申候、

一札之事

去ル丑年（天保十二年）江戸表江罷越、故障等出来永々御苦勞相掛候段、全く拙僧心得違方事起り、御上江対恐入貴寺様江も申訳無之候処、格別之御勘弁被下、辱^{かたじけなく}奉存候、然ル上者、向後心得違等之儀毛頭仕間敷候、為後日御断一札、仍^而如件、

嘉永元^甲四月

潜龍印

蓮花寺様

右之通改心一札を差入候場ニ相成り候間、其砌も御役所江奉伺候上差許候、右潜龍儀、於本山も急度可被仰付管之処、格別之御憐愍^ニ心得違之段御呵り之上御免ニ相成候、

まずここまでが、江戸の有力寺院・称念寺の威光を笠に着て蓮花寺から離反しようとする目論^{もくろ}むも失敗し、詫び証文を差し入れた壽善寺留守居・潜龍の一件です。

(*2) 浄土真宗で最も盛大な年中行事。開祖親鸞の忌日(十一月二十八日)までの七昼夜に亘って大法要を行う。

(*3) 寛永十二年(一六三五)に幕府が新設した寺社奉行のもと、幕命を各寺院に下達し、寺院の訴願を幕府に上申した仲介機関。称念寺は唯念寺・澄泉寺と共に江戸触頭を務め、高田派三ヶ寺と呼ばれた。

玉垣村蓮花寺一件・昇安

然ル処、御裁許後三ヶ年目、潜龍帰国之前年、去ル弘化四年六月、田端道場寿善寺留主居切れ目二付、久居附小山村青巖寺(*4)塔頭松臨軒隱居昇安申僧を、神戸領十宮村本浄寺より田端道場留主居ニ差置被下度^与達^而頼候故、拙寺申候二者、右留主居之儀者、御裁許之節、本山手次玉保院殿(*5)より被差置候様御改革ニ相成候間、拙寺老分^二返事出来不申、勿論右留主居者、先規仕来^二獨身ニ限り候、右仕来御定之御書付も本山より頂戴仕居候間、獨身ニ候ハ、拙寺老分之上者承知可致旨申遣し候処、本浄寺承知仕昇安^及相規同僧難有承知仕候故、試之ため^二返りニ入寺為致申候、然ル処、無程我侭之振舞をいたし、既ニ其砌蓮花寺を相離れ度所存相願れ候二付(中略)、其上、入寺前本浄寺より与^レ睨約定仕^レ獨身之儀を致違約、右道場^江妻子を引取氣随之致方相^レ咎度候得共(中略)次第ニ増長仕、去^子六月、江嶋御役所宗印ニ罷出候処、昇安妻子悉く宗帳(宗門人別改帳)江差加^江御座候、尤も其以前方昇安儀、娘ニ養子を致し置、其上種々之奸計を廻^レ蓮花寺と故障相企、右道場を一寺ニ取立自身住職可仕目論専らいたし候^与申儀、時々風聞承り候、猶又右道場之仕来規則を破り、蓮花寺を輕蔑致候儀を自身手柄之様ニ吹聴仕候儀^茂二承り申候、

引き続き本書を読み進めて行きますと、潜龍の後任・昇安もまた、越権行

為と寺院の私物化を企んでいます。最早、仲人の本浄寺だけでは諫め切れず、江嶋陣屋の代官・小川久右衛門殿親類の青龍寺(先述の『切支丹宗門改帳』に登場しました)に協力を依頼、本山からの教化を取り次ぐ手次・玉保院山内小野寺監物の取扱により、昇安は妻子共々、小山村青巖寺に送り返される事となりました。

無抛当正月十四日、本浄寺同道^三、小笠原様御代官小川久右衛門殿親類青龍寺を相頼、久右衛門殿之御内意相伺候処、拙寺方申立候儀尤ニ思召被下候間、当二月十二日、同寺同道^二登山仕、手次玉保院殿^江内願仕候処、同院より御山内小野寺監物を被相頼、同人取扱^二昇安親元小山村青巖寺^江引取候様被達、猶其趣小笠原様御代官小川久右衛門殿^江も御届有之候趣^二、五月下旬、留主居昇安、妻子とも小山村^江送り戻しニ相成申候、

ところが豈^あ図らんや…これにて一件落着とは相成らず、「寿善寺同行之者共」(昇安が規則を破り、謀計を以て勧誘した檀家達)が六月一日、事もあるに「拙寺(蓮花寺)も新規を企、昇安妻子入帳之儀を相妨候様ニ申立、蓮花寺不帰依之願書本山^江差出候」という事態が勃発します。

その上、先述①の潜龍一件後、「留守居ニ印形渡置候^而者後年何等之義出来候も難計旨有之」、「寺務宗印者蓮花寺^ハ先規之通り可仕、」と裁許され、本山から江嶋御代官・小川久右衛門へ印形差戻を再三掛け合うも承知せず、先述の青龍寺が「右印形を取扱、^{あまつさえ}剩^二本山^江不相届、内分^二私^二他寺之宗印仕候儀、全く横領ニ相当り、此段承り奉驚入候、於本山ニも不容易儀故御当惑之由ニ承り候、」と、とんでもない野心を持つに至ります。

更に「寿善寺旦那六左衛門妻死去仕候二付、無異儀手次玉保院殿より導師被差向候処、夫迄ニ何れより頼候哉、^{黄檗宗雲心院}(江島領主・小笠原氏を檀家とする禅宗寺院)相弔ひ申候、右等不容易儀御寺法難立候儀故、早速本

山より雲心院江御尋有之候処、当春壽善寺より差出し候往来手形を所持いたし候故、弔ひ申候杯与不当之返答仕候由二付、」と、宗派さえ逸脱した受難に遭遇し、何の落ち度もない蓮花寺は「必死難渋」の事態に陥ります。

また、嘉永六年（一八五三）九月二十五日付で玉垣村庄屋・森田源七が記した「口上之覚」（No.456-5）には、「御他領者を当方大庄屋^三調候儀者出来申間敷、勿論道理之事二候ハ、（中略）、何分江戸沙汰二相成候者誠二入用も不少事故、当所一同之迷惑甚心配二候間、」と、江戸に召喚された際の路用金捻出を案じる様子も窺えます（「郷土資料室だより」16号参照）。

（*4）開基は、南勢一円の教化の中心となった了珍。北畠氏の南勢五郡念仏停止にも屈さず斬首の刑となるも、その後北畠具親嫡男が三世明蓮となつたため、一族郎党が当山護持に努めた。

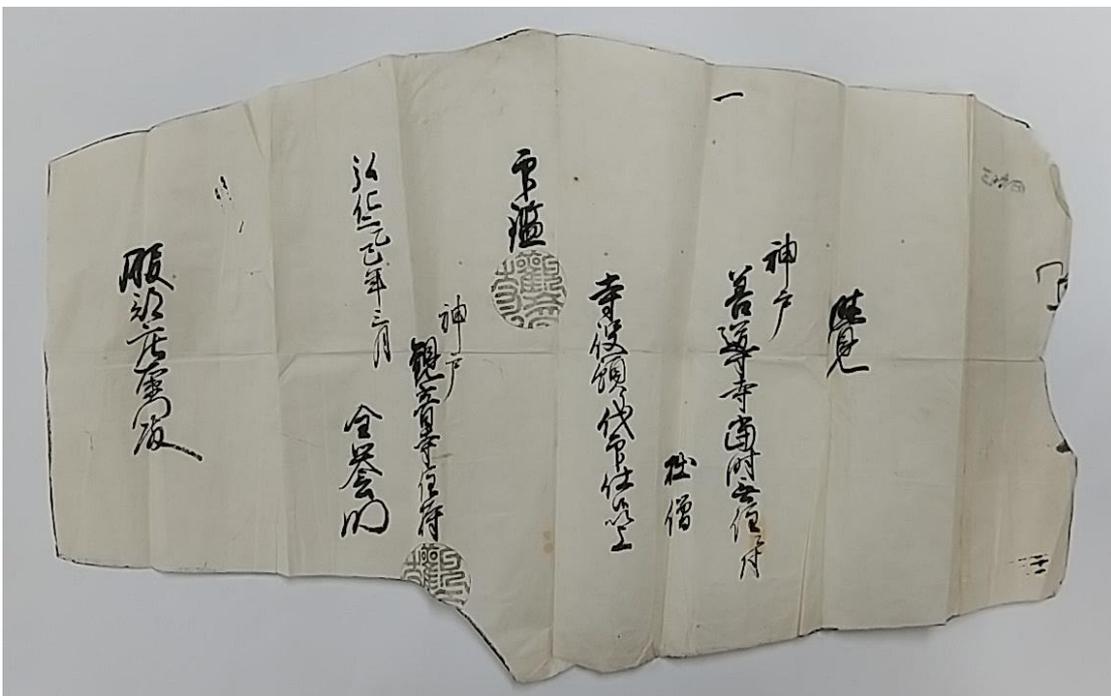
（*5）筆頭三ヶ寺の一。開基は下野国高田覚信房（親鸞聖人直弟子）。その後、第七世慧珍が真慧の諸国化導に随従。本山移転と共に、高田に創立した尊乗坊を移転し玉保院初代となる。

その他証書類

さて、冒頭に記しました通り、江戸時代はキリスト教禁教政策のため、結婚や引越など転居の際は、まず旦那寺に申請し「送り一札」（身分証明書兼移動許可証）を発行してもらう必要がありました。「送り一札」を受け取った旦那寺は「寺請証文」を発行し、村役人が「宗門人別改帳」を修正（「請込」は加筆、「御払」は削除）して戸籍の異動が完了します。

左記①は、肥田村から上弁財町へ嫁入したいわの請込一札（No.631）、②は、波来村から肥田村へ嫁入したとねが離縁し、「送り一札」は確かに返戻されたが本人が行方不明のため、見つかり次第「請込一札」を差し

出すという書状（No.711）、③は、①に記された神戸の善導寺が無住のため、観音寺（神戸城主本多家の菩提寺）が寺役を預かるという印鑑届（No.439）です。なお、③は写真のように切除し、後に型紙に転用されており、裏右上に「川喜田」の墨書が見えます。



① 「宗旨請込一札

津

弁財町」(包紙)

「 覚

一 肥田村新蔵娘当亥二年式十三いわ、右之者此度上弁財町市兵衛方

へ嫁参候二付、其御許宗旨御帳面御除送り被遣候条、自今当方宗

旨帳面江請込可申候、

一 宗旨者代々浄土宗神戸善導寺旦那二紛無御座候二付、寺送り相

添被遣候条致承知候、為後日請込一札、仍而如件、

津

天保十_亥年(1839)

上弁財町名主

十二月

内藤文蔵(印)

御領分河曲郡

肥田村庄屋

服部弥市郎殿

② 「一札

波来村方

肥田村江」(包紙)

「 一札之事

一 当村元右衛門妹

とね

右之者先年其御村清治郎妻二縁付候処、此度離縁仕候二付、送

り一札御戻し被下、慥受取申候、尤其節、当方江申請候請込一札

差上可申之処、只今相知レ不申候二付、跡方尋出差上可申候、

為念一札、仍而如件、

万延元年(1860)

申十二月

龜山領波来村

庄屋

多田又兵衛(印)

津御領肥田村

御庄屋

服部栄吉殿

③ 「 覚

一 神戸善導寺当時無住二付、拙僧寺役預り代印仕候、以上、

印鑑(印)

神戸

観音寺住持(印)

弘化二_己年(1845)三月 全誉(花押)

服部庄右衛門殿

みなさんの家には、眠っている古い掛軸や写真、古文書などはありませんか。コロナ禍の家の片付けや引越などで、これらの資料がゴミとして処分されてしまうことが急増しています。しかし、古い古文書や写真は、時に本市の歴史を物語る貴重な資料となります。

歴史的な資料を市民の共有財産として永く後世に伝えるために、文化財課では、資料の収集、保存・調査研究、活用を行っています。本市の郷土に関する資料の寄贈を受け付けていますので、処分を検討される場合は、文化財課へご相談ください。